

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行																				
<p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に<u>100 分の 20</u>を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 205 を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 月</td> <td style="text-align: center;">100 分の 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 月以上 6 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月以上 5 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6 月	100 分の 100	5 月以上 6 月未満	100 分の 80	3 月以上 5 月未満	100 分の 60	3 月未満	100 分の 30	<p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に<u>100 分の 15</u>を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 205 を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6 月</td> <td style="text-align: center;">100 分の 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 月以上 6 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月以上 5 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 月未満</td> <td style="text-align: center;">100 分の 30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6 月	100 分の 100	5 月以上 6 月未満	100 分の 80	3 月以上 5 月未満	100 分の 60	3 月未満	100 分の 30
在職期間	割合																				
6 月	100 分の 100																				
5 月以上 6 月未満	100 分の 80																				
3 月以上 5 月未満	100 分の 60																				
3 月未満	100 分の 30																				
在職期間	割合																				
6 月	100 分の 100																				
5 月以上 6 月未満	100 分の 80																				
3 月以上 5 月未満	100 分の 60																				
3 月未満	100 分の 30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行																				
<p>(期末手当) 第4条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 847 1126 1129"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(期末手当) 第4条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 847 2105 1129"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行																				
<p>(給与)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 852 1126 1134"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>6・7 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(給与)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 852 2105 1134"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>6・7 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行																				
<p>(給与)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 852 1126 1134"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(給与)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 852 2105 1134"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (省略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				